



兵ト協ニュース

NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

2017.5 No.370



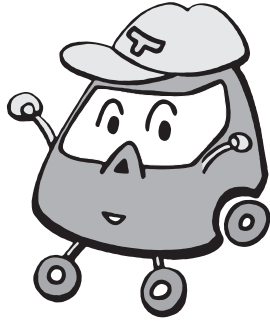
場 所:神戸どうぶつ王国(神戸市中央区)
撮影者:若林秀和氏(日新自動車運送株式会社)

主な記事

- 「stop!熱中症クールワークキャンペーン」の実施について
- 非適合車の流入根絶に向け流入車規制を推進します!
- 「平成29年度安全性評価事業(Gマーク)説明会」のご案内
- 兵庫産業保健総合支援センター 産業保健セミナーについて

主な同封物

- 平成29年度融資及び助成制度のご案内



もくじ

○ 行政からのお知らせ	
(厚生労働省)「stop！熱中症クールワークキャンペーン」の実施について	1
(総務省)「不法無線局対策強化期間」のお知らせ	2
(兵庫県) 光化学スモッグ広報等発令時における自動車の運行自粛について・	3
自動車税の納期限は5月31日です！	4
(大阪府) 非適合車の流入根絶に向け流入車規制を推進します！	5
○ (全ト協) トラック運送事業における退職自衛官の再就職について	7
○ 事務局からのお知らせ	
「平成29年度安全性評価事業(Gマーク)説明会」のご案内	8
トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会の開催について	11
ドライバー教育ツールPART3の連載(第4回)	
貨物が運転に与える影響を理解しよう	12
急ブレーキを踏まない運転をしよう	13
○ 兵庫産業保健総合支援センター 産業保健セミナーについて	14
○ 陸災防のページ	
はい作業主任者技能講習会のおしらせ	18
○ 会員だより	22
○ 協会日誌	23

マイナンバー制度について

マイナンバー制度に関する情報提供を当協会ホームページで行っています。

ホームページ内の下のバナーから閲覧してください。





行政からのお知らせ



厚生労働省

「stop！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

熱中症の予防については、第12次労働災害防止計画（以下「12次防」という。）において、重点とする健康確保・職業性疾病対策の一つとしてあげられており、平成20年から24年までの5年間で比較して、平成25年から平成29年までの5年間の職場での熱中症による休業4日以上死傷者の数（各期間中（5年間）の合計値）を20%以上減少させる、との目標が設定されているところです。

これまで、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年、重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところですが、12次防期間中の発生件数は、平成29年1月現在の速報値で、平成20年から24年までの5年間の発生件数の95%に達し、あと1年を残して、12次防期間中の目標件数を上回る状況となっています。

このうち、平成28年における熱中症の発生状況は、死亡災害については対前年で大幅増加となった平成27年を下回り平成26年並みになりましたが、死傷災害については、平成27年と同程度となる見込みです。

熱中症の予防のためには、その発症の評価指標となるWBGT値（暑さ指数）を測定し、その結果に基づき適切な措置を講じることが必要ですが、今般、簡易にWBGT値を測定できる「電子式湿球黒球温度（WBGT）指数計」について、その精度を担保するための日本工業規格が制定され、JIS B 7922として公示されました。

このような状況を踏まえ、日本工業規格に準拠したWBGT測定器の普及を図り、職場における熱中症予防対策の徹底を図ることを目的として、標記キャンペーンを実施することとしました。

詳しくは下のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000156477.html>

お問い合わせ先

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

TEL：03-5253-1111

「不法無線局対策強化期間」のお知らせ ～不法無線局は法律で罰せられます～

総務省 近畿総合通信局

総務省では、皆様がいつも快適に電波を利用できるよう、電波利用環境保護の周知啓発活動を行うとともに、不法無線局への対策に取り組んでいます。

特に、この6月1日から6月30日までを「不法無線局対策強化期間」として設定し、警察や海上保安庁の協力を得て不法無線局の取締りを重点的に実施しています。

不法市民ラジオ・不法パーソナル無線・不法アマチュア無線などを使用すると、電波法により処罰の対象となります。

これらの機器から出される不法電波は、消防・救急・鉄道・防災などに使用する無線や携帯電話などの国民生活の安心安全を支える重要な無線通信に妨害を与え、社会生活に支障をきたすことがあります。

無線機器を使用する際は、「電波のルール」を守りましょう！

※免許がないのに無線局を開設したものは「一年以下の懲役又は百万円以下の罰金」、重要な無線通信を妨害したものは「五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金」に処されます。

無線局の免許を持っていても、無線機を改造して、出力を大きくしたり指定された電波以外で運用することは禁止されています。

※上記の改造を行い運用したものは「一年以下の懲役又は百万円以下の罰金」に処されます。

STOP THE 不法電波!

ルール
電波の戒律を
遵守せよ

妨害は許さぬ！
吾輩と
諸君をつなぐ、
美しき電波。

無線機器の使用には「技適マーク」の確認を。
電波の利用には、原則、免許が必要です。
外国規格の無線機器は、国内では使用不可です。

電波は消防、救急、放送、携帯電話など、
私たちの生活の安心・安全のために使われています。
不法電波は、こんな大切な通信を妨害します。

詳しくは総務省
電波利用ホームページへ

電波利用 検索

総務省 近畿総合通信局
http://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/

2017.05

兵庫県

光化学スモッグ広報等発令時における自動車の運行自粛について

兵庫県から光化学スモッグが発生するおそれのある4月20日から10月19日までを特別監視期間として広報等の発令を行うこととしております。

つきましては、光化学スモッグが発令された場合、広報発令地域の自動車については、発令時の運行自粛等を効果的に実施され、酸化物排出量の削減に協力をお願いします。

記

1. 光化学スモッグ広報等発令対策地域

神戸市（東部・西部・垂水・北部）、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市、丹波市、たつの市、播磨町、稲美町、太子町

2. 光化学スモッグ広報等の種類

【種類】	【発令基準】
光化学スモッグ予報	測定局のオキシダント濃度が、気象条件等から注意報の発令基準に達するおそれがあると判断される時
光化学スモッグ注意報	測定局のオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり、気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められる時
光化学スモッグ警報	測定局のオキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上になり、気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められる時
光化学スモッグ重大警報	測定局のオキシダント濃度の1時間値が0.40ppm以上になり、気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められる時

3. 広報等発令の周知

- ・ ひょうごの環境ホームページ (<http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp>) に掲示
- ・ テレビ、ラジオによるスポット放送
- ・ 交通情報掲示板に掲示 等

自動車税の納期限は

5月31日（水）です！

納税は、お近くの銀行・農協などの金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、兵庫県指定のコンビニエンスストア（全国の店舗）、または県税事務所で納期限までにお忘れなく！

○取扱可能なコンビニエンスストア

ローソン、セブン-イレブン、ファミリーマート、サンクス、サークルK、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、コミュニティ・ストア、MMK設置店

○自動車税についてのお問合せ先

県税事務所	所在地	電話	担当地域
神戸	〒650-8502 神戸市中央区中山手通 6-1-1	(直)(078)361-8529	神戸市中央区、東灘区、灘区、兵庫区、北区
西神戸	〒653-0055 神戸市長田区浪松町 3-2-5	(直)(078)737-2047	神戸市長田区、須磨区、垂水区、西区
西宮	〒662-8503 西宮市櫛塚町 2-28	(直)(0798)39-6113	尼崎市、西宮市、芦屋市
伊丹	〒664-8522 伊丹市千僧 1-51 ※耐震改修工事に伴い、平成29年度中に、仮設庁舎へ移転予定です。	(直)(072)785-7451	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
加古川	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	(直)(079)421-9271 (代)(079)421-1101	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
加東	〒673-1431 加東市社字西柿 1075-2	(直)(0795)42-9331 (代)(0795)42-5111	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
姫路	〒670-0947 姫路市北条 1-98	(直)(079)281-9104 (代)(079)281-3001	姫路市、神河町、市川町、福崎町
龍野	〒679-4313 たつの市新宮町新宮27-1 ※耐震改修工事の完了後、平成29年7月上旬に、仮設新宮庁舎から龍野庁舎へ移転予定です。	(直)(0791)72-8517 (直)(0791)72-8508	相生市、赤穂市、たつの市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町
豊岡	〒668-0025 豊岡市幸町7-11	(直)(0796)26-3628 (代)(0796)23-1001	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
丹波	〒669-3309 丹波市柏原町柏原 688	(代)(0795)72-0500 (直)(0795)73-3746	篠山市、丹波市
洲本	〒656-0021 洲本市塩屋 2-4-5	(直)(0799)26-2026 (代)(0799)22-3541	洲本市、南あわじ市、淡路市

○自動車取得税のお問い合わせ先

自動車の種別	県税事務所	所在地	電話
自動車	神戸ナンバー 神戸県税事務所 自動車取得税審査・ 自動車税納税証明課	神戸市東灘区魚崎浜町 33	(078)441-0305
	姫路ナンバー 姫路県税事務所 自動車取得税審査・ 自動車税納税証明課	姫路市飾磨区中島福路町 3323	(079)233-8260
軽自動車	神戸ナンバー 神戸県税事務所 軽自動車取得税課	神戸市東灘区御影本町 1-5-5	(078)822-6050
	姫路ナンバー 姫路県税事務所 自動車取得税審査・ 自動車税納税証明課	姫路市飾磨区中島福路町 3323	(079)233-8260

非適合車ゼロ宣言!!

～乗らない、頼まない、見逃さない～

非適合車の流入根絶に向け流入車規制を推進します！

大阪府では、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、自動車 NO_x・PM 法の排ガス基準を満たさないトラック・バス等(*1)を対象として、府内の対策地域（府内 37 市町）(*2)での発着を規制しています。

より効果的かつ効率的な流入車規制の推進を図るため、条例を改正しました。（平成 29 年 3 月 29 日施行）

「非適合車ゼロ宣言～乗らない、頼まない、見逃さない～」をスローガンに掲げ、立入検査などの取組を強化します。

(*1)トラック・バス等

- 1、4ナンバーのトラック、バン等
- 2ナンバーのバス、マイクロバス
- 8ナンバーの特種自動車

（人の運送の用に供する乗車定員が 11 人未満のものを除く。）

(*2)府内対策地域（府内 37 市町）

豊能町、能勢町、岬町、太子町、
河南町、千早赤阪村の 6 町村を除く地域



※罰則等について※

- 違反者には、適合車等の使用を命じるとともに氏名等を公表します。
- 適合車等の使用命令に違反した者には 50 万円以下の罰金が科せられます。

今後も、府内対策地域での「荷物の積卸し」「人の乗降り」「作業」などの発着を伴う運行には適合車等の使用が必要です。

（通過のみの運行は規制対象外です。）

《終了又は緩和された内容(全部)》

条例に定められていた義務のうち、ステッカー制度などの目的を達成したものについては終了しました。

○適合車ステッカー制度の終了

これまで適合車等に表示を義務付けていたステッカーが不要となりました。

また、大阪府が行っていたステッカー交付も終了しました。

(再交付請求、変更届等を含む)

※現在貼付しているステッカーの
処分をお願いします。

(貼付したままでも問題はありません。)



○荷主等による使用のための措置の一部終了

ステッカー制度の終了に伴い、荷主等による適合車等の使用確認及び結果の記録の義務を終了しました。

また、事業用自動車(緑ナンバー)は適合車等への改善が進んだため、運送委託の際の適合車等の使用の求めを終了しました。

一方、自家用自動車(白ナンバー)は依然として非適合車が残っていることから、物品購入等の際に適合車等の使用を求める義務は継続します。

○知事への報告義務の終了

特定運送事業者、特定荷主及び特定旅行業者に課せられた毎年度の知事への措置等の報告を終了しました。

○施設管理者の周知義務の一部終了

これまで自動車が集まる施設の管理者への適合車等の使用周知の義務について、緑ナンバーが主に出入りする施設に関しては終了とし、白ナンバーが出入りする施設については努力義務に緩和しました。

お問い合わせ：大阪府 環境農林水産部 環境管理室 交通環境課
大阪市住之江区南港北 1-14-16
大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー) 21階
電話：06-6210-9587(直通) / FAX：06-6210-9575

トラック運送事業における退職自衛官の再就職について

トラック運送業界においては、中高年層の労働力に依存した状態であり、将来的に深刻な労働力不足に陥ることが懸念されています。このため、若年労働者の入職促進、即戦力となる人材の確保が喫緊の課題となっています。

そのような中、自衛隊では若年定年制（50歳代半ばで退職）及び任期制（多くは20歳代で退職）を採っており、退職自衛官の中には、大型自動車免許等トラック運送事業への再就職に当たり有用な免許・資格を取得している方も多数おります。

退職自衛官の再就職については、従来より各企業から自衛隊地方協力本部等や（一財）自衛隊援護協会に対して個別に求人を行う仕組みが設けられております。これに加えて、この度、新たにトラック協会が傘下会員事業者の求人票をとりまとめ、一括して各都道府県の自衛隊地方協力本部等へ提出する枠組みが設けられました。

つきましては、本枠組みにつきまして、トラック運送業界における人材確保に向けた1つのツールとしてぜひご活用頂きますようお願い申し上げます。

詳しくはこちらをご覧ください。

<http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/jinzai/jieikan.html>



事務局からのお知らせ

「平成29年度安全性評価事業(Gマーク)説明会」のご案内

「貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)」は、荷主企業や一般消費者が、より安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするとともに、トラック運送業界全体の安全性向上に対する意識を高めるための環境整備を図ることを目的として、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関(全日本トラック協会)が平成15年度から実施しているものであり、経団連傘下の企業をはじめ多くの荷主企業がトラック運送事業者を選定する際の目安とするなど認知が進んでおります。

貴社におかれましても、Gマーク認定取得によって自社の安全性をアピールされてはいかがでしょうか。

つきましては、平成29年度安全性評価事業認定申請に係る説明会を下記のとおり開催いたしますのでご案内させていただきます。なお、参加を希望される方は、別紙参加申込書により5月12日(金)までに兵庫県貨物自動車運送適正化事業実施機関までFAXにてお申込み下さい。

記

1. 神戸会場

日 時 平成29年5月16日(火) 13時30分～(13時受付)
場 所 兵庫県トラック総合会館 3F 大会議室 (次頁地図参照)
神戸市灘区大石東町2-4-27
(駐車場には限りがありますので、公共交通機関をご利用下さい。)
TEL 078-882-5556

2. 姫路会場

日 時 平成29年5月17日(水) 13時30分～(13時受付)
場 所 兵庫県トラック協会西部研修センター 2階 大会議室
姫路市中地字村東26-1 (次頁地図参照)
(駐車場には限りがありますので、公共交通機関をご利用下さい。)
TEL 079-294-0797

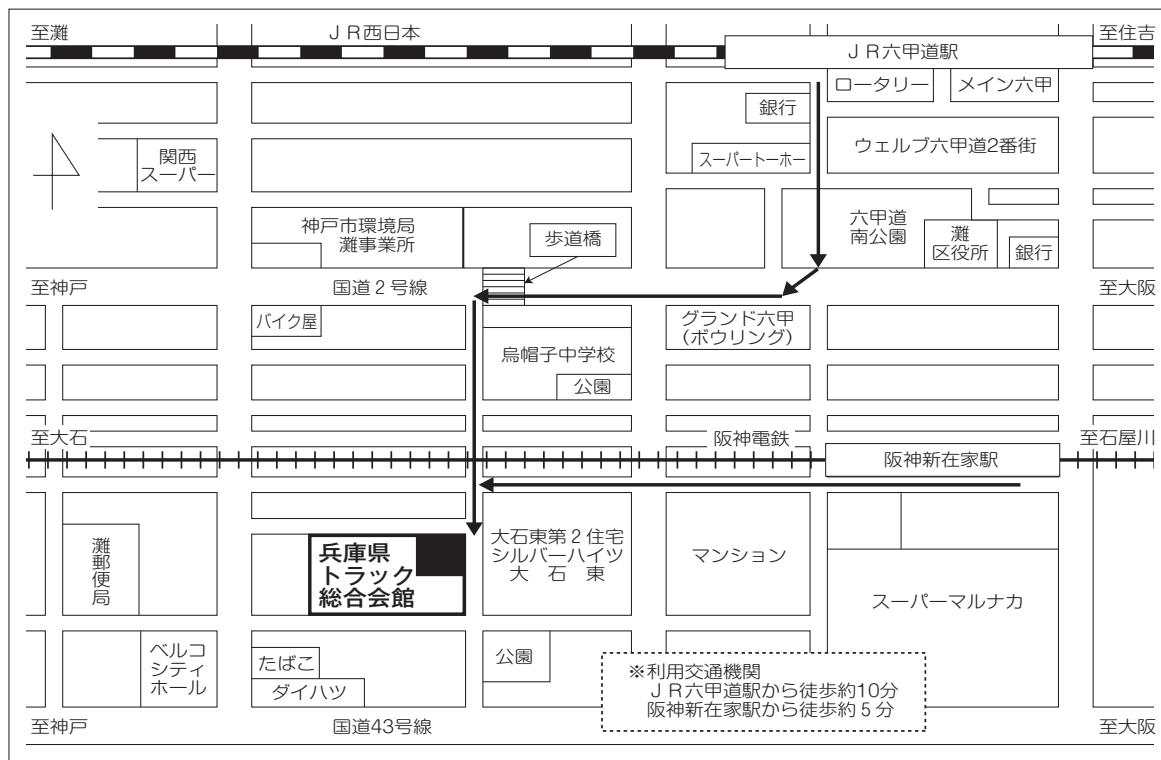
3 申込み・問い合わせ先

〒657-0043
神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
兵庫県貨物自動車運送適正化事業実施機関
(兵ト協 適正化事業部)
TEL 078-882-5556
FAX 078-882-5565

以上

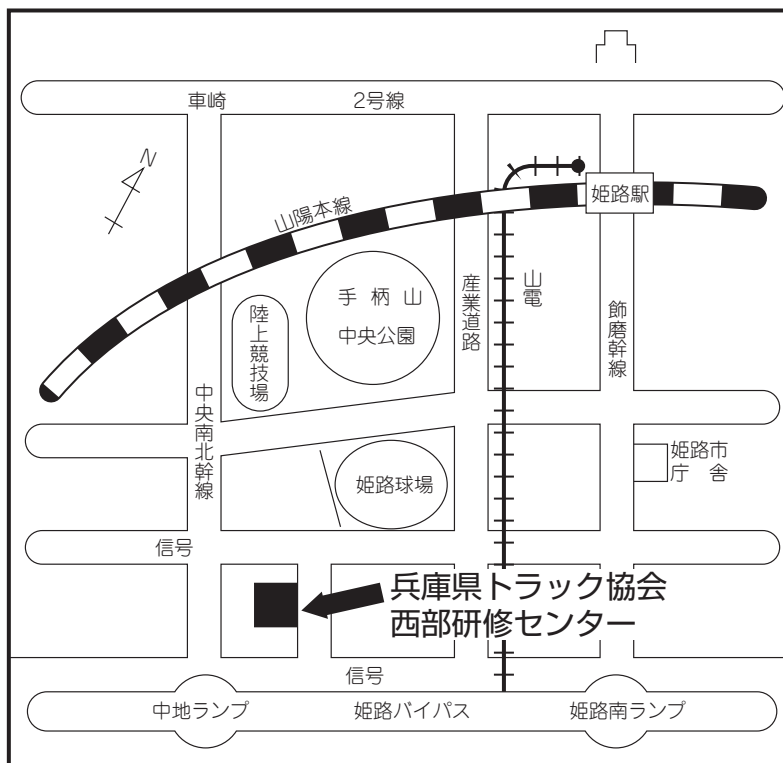
(神戸会場)

〈兵庫県トラック総合会館〉



(姫路会場)

〈兵庫県トラック協会 西部研修センター〉



■姫路バイパス中地ランプからバイパス北側道路を東へ100m、信号を左折。

両会場ともに駐車台数に限りがございますので、公共の交通機関等をご利用ください。

『平成29年度安全性評価事業(Gマーク)説明会』
参加申込書

兵庫県貨物自動車運送適正化事業実施機関 宛
(FAX 078-882-5565)

※参加を希望される会場に○印を付けて下さい。

◎5月16日(火)13:30～ 神戸会場()

◎5月17日(水)13:30～ 姫路会場()

会社名 _____

電話番号 _____

参加者氏名 _____

トラック輸送における 取引環境・労働時間改善協議会の開催について

平成29年3月29日(水)兵庫県トラック総合会館において第5回トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会 兵庫県地方協議会が開催されました。

協議会では今年度行われたパイロット事業の実施報告と次年度のパイロット事業の取組についての議論がなされました。

実施報告では、雨天時での積み込みやトラックが発着する際の荷役作業をするスペースの制約が荷待ち時間の増加や長時間労働につながっているとの報告がされました。

参加した委員からは、「兵庫県を代表する企業の発荷主でさえ、このような問題が発生している状況であり、往々にしてドライバーが長時間労働をせざるを得ない状況になる。しかしながら荷待ち等の作業時間の延長に対する荷主からの料金を頂く事が出来ない現状では、ドライバーは長時間労働でありながら低賃金となり、結果若い労働者が運送業界に就職しないという悪循環に陥っている。」との意見も出された。

平成29年度のパイロット事業については今年度の結果をふまえて、それらの課題を解決するため同じ対象集団で継続していきたいと事務局から提案があり、座長(神戸大学大学院教授 小谷通泰氏)からその方向性で事務局に一任したい旨を諮ったところ異議なく承認され、事務局で調整し実施することになりました。



ドライバー教育ツールPART3の連載(第4回)

一部改正された国土交通省告示に基づく指導項目(12項目)について

2017年2月号から12回に渡って連載しています。

④ 貨物の正しい積載方法——管理者用資料

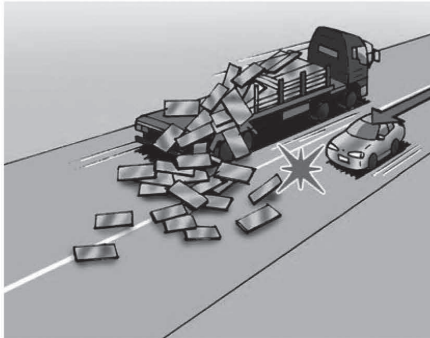


貨物が運転に与える影響を理解しよう

指導の
ポイント

積付けの偏りの影響で横転事故が起こったり、正しく積載されなかったため荷崩れが起こる危険を理解させましょう。

事故事例



不適切な固縛で荷台から鉄板が落下し 2名死亡

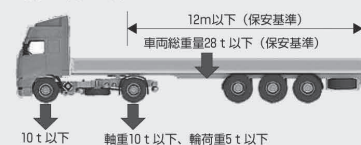
平成24年12月、広島県東広島市の国道で大型トレーラーの荷台から重さ約12トンの鉄板が落下し、対向車線の乗用車を直撃して乗員2人が死亡する事故が発生しました。

この事故で、不適切な固縛方法で事故を起こしたとして運転者が禁錮3年6か月の実刑を言い渡されたほか、運転者に十分な指導や監督をしていなかったとして、運行管理者である社長も禁錮2年(執行猶予3年)、罰金50万円の有罪判決を受けました。

軸重違反の危険に気づこう

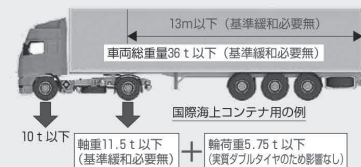
- 荷物の積載は、最大積載量だけでなく、車軸や車輪にかかる重さ(軸重・輪荷重)が決められています。軸重の規定を正しく理解しておきましょう。
- 軸重違反を防止することは荷崩れや横転などの危険防止にもつながります。積付け時は重量配分を考慮するようにしてください。

■ 軸重に関する規定



- 重量貨物を積載する際には、最大積載量内であっても、集中荷重や偏った荷重になりがちです。

■ 特別8車種のセミトレーラー連結車の場合



- 軸重違反を防ぐためには、積付け時に軸重・輪荷重が適正かをチェックする習慣をつけましょう。

荷崩れを防ぐ固縛方法と 緩衝材の使用

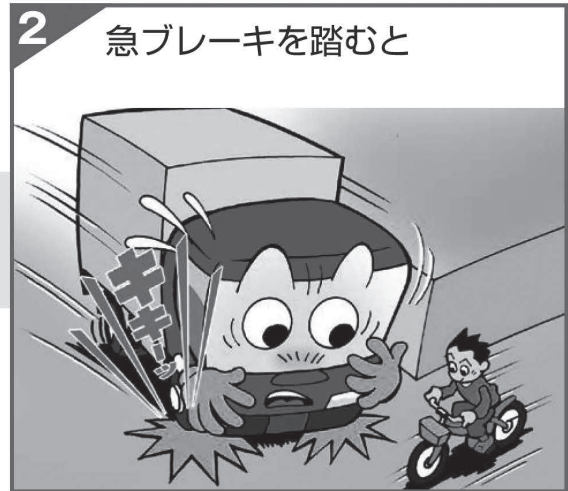
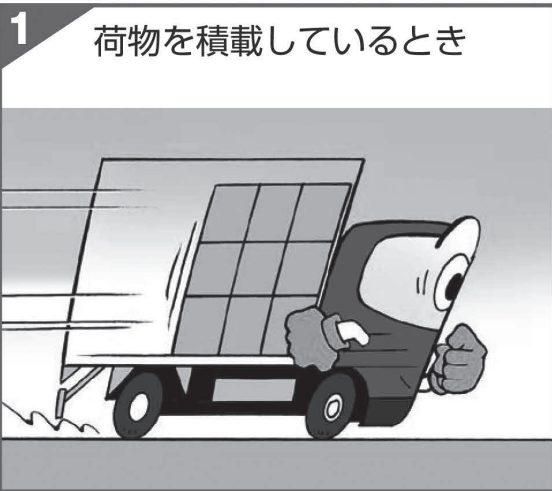
- 偏荷重や荷崩れを防ぐ正しい固縛方法を理解し、偏荷重や荷崩れを防ぐようにしましょう。
- 転がりやすい積荷は、歯止めやスタンプンを使用しましょう。
- ワイヤー・ロープによる固縛だけでなく、パネルバン内部でも緩衝材やラッシングベルトによる養生などを実施しましょう。



後方に隙間があればラッシングベルトで養生する



急ブレーキを踏まない 運転をしよう



ここに
気をつけて



荷物を積載しているときに急ブレーキを踏むと荷物が破損します。他車の行動を予測し、急ブレーキを踏まない運転を心がけましょう。

ドライバーとして覚えておこう

3 安全運転
の
キーワード



ワン

①

荷物積載時

ツー

②

急ブレーキ
で荷物破損

スリー

③

「急」の
つく運転を
しない



独立行政法人労働者健康安全機構
兵庫産業保健総合支援センター

〒651-0087
神戸市中央区御幸通6-1-20 ジイテックス アセントビル8階
TEL.078-230-0283 FAX.078-230-0284

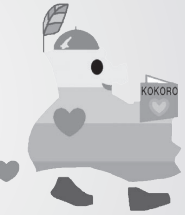
HP

兵庫産保

検索

産業保健 兵庫

かわら版



兵庫産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援します

産業保健総合支援センターは独立行政法人労働者健康安全機構の施設の一つで、平成26年4月より産業保健推進センターから産業保健総合支援センターと名称を変更して、全国47都道府県に設置されました。当兵庫センターは平成5年4月に全国で最初に設置されたセンターで、①産業保健に関する研修・セミナーの開催・相談・情報提供、②メンタルヘルス対策の普及促進、③地域産業保健センター事業の3つの事業を総合的に支援し、無料で下記サービスを提供しています。

産業保健に関する情報提供 研修会・セミナーの開催

- ホームページ、メールマガジン、情報誌による産業保健に関する情報提供。
- 産業保健スタッフへの研修の開催
- 事業者や労働者を対象とした啓発セミナーの開催

※詳しい内容は、ホームページからご覧になれます。

治療と職業生活の 両立支援サービス

- 病気等になった労働者が治療を続けながら安心して働くことができる職場環境作りを支援します。
- 両立支援促進員が事業場を訪問し、両立支援制度導入の支援や意識啓発の研修を実施します。

産業保健関係者からの 専門的相談対応

- 産業医学・労働衛生工学・メンタルヘルス・労働衛生関係法令に豊富な経験を有する専門の相談員が、産業保健に関する様々な問題について、窓口・電話・メールでご相談に応じ助言します。
- 工場内・社内の作業環境改善のための助言や測定のために、事業場を訪問する実地相談を行います。

※当センターでの面談によるご相談は予約制となっておりますのでご予約をお願いいたします。

メンタルヘルス対策等 普及促進のための支援

- 事業場におけるメンタルヘルス対策を促進普及するため、メンタルヘルス対策促進員が事業場を訪問し、同対策の取組を支援します。
- 管理監督者の方々に「メンタルヘルス」について研修を実施します。(ラインケア研修)
- 若手社員の方々にセルフケアを身につけてもらうための研修を実施します。(セルフケア研修)
- 「ストレスチェック制度」についても支援します。

ご利用の申し込みは、ホームページからの申し込みも可能です。

地域産業保健センターのご案内

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や小規模事業場で働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。

小規模事業場からの相談対応

- 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談・指導
- 健康診断結果についての医師からの意見聴取
- 長時間労働者に対する面接指導
- 高ストレス者に対する面接指導

小規模事業場における個別訪問による産業保健指導の実施

- 職場巡視、労働衛生に関する啓発等の個別訪問指導
- 作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の実地相談・個別訪問支援

産業保健に関する情報提供

- リーフレット等を用いた広報啓発

● 各サービスをご利用いただく場合は事前に申し込みが必要となりますので、裏面の利用申込書をご利用いただき、各地域窓口へFAXで申し込みをお願いいたします。

● 事業場からの申し込みは年度2回までです。

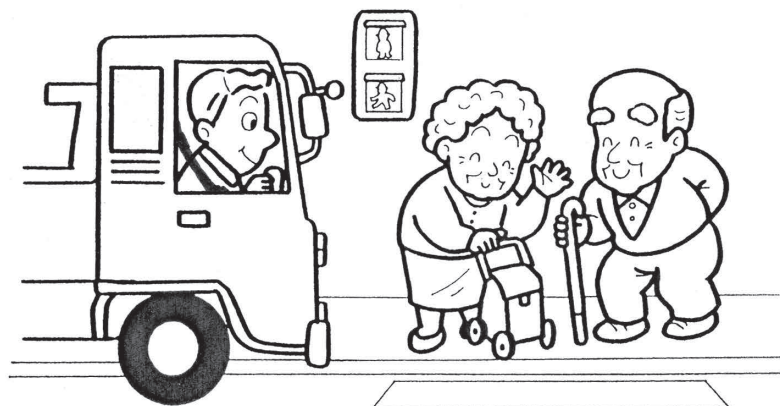
※ 本社等に産業医がいる場合には、その産業医等への協力を要請するようお願いする場合や、医療機関をご紹介する場合もありますのでご了承ください。

兵庫県下の地域産業保健センター

地域センター名	事務扱い所在地			
	TEL/FAX	〒	住所	管轄地域
神戸市	TEL 070-2197-8524	650-0016	神戸市中央区橋通4-1-20 神戸市医師会館内	神戸市
	FAX 078-351-3570			
尼崎	TEL 070-2197-8526	661-0012	尼崎市南塚口町4-4-8 市民健康開発センター ハーティ21内	尼崎市
	FAX 06-6423-8269			
姫路	TEL 070-2197-8528	670-0061	姫路市西今宿3-7-21 姫路市医師会館内	姫路市・宍粟市・たつの市 神崎郡・揖保郡
	FAX 079-295-3349			
伊丹	TEL 070-2197-8529	664-0898	伊丹市千僧1-1 伊丹市医師会内	伊丹市・川西市・三田市 篠山市・川辺郡
	FAX 072-775-1116			
西宮	TEL 070-2197-8530	662-0913	西宮市染殿町6-12 西宮ハイム602	西宮市・芦屋市・宝塚市
	FAX 0798-26-6000			
加古川	TEL 070-2197-8531	675-0065	加古川市加古川町篠原町103-3 ウエルネージかこがわ5階 加古川医師会内	明石市・加古川市・三木市 高砂市・加古郡
	FAX 079-421-4536			
西脇	TEL 070-2197-8533	677-0052	西脇市和田町688 西脇市多可郡医師会館内	西脇市・加西市・丹波市 小野市・加東市・多可郡
	FAX 0795-23-3460			
但馬	TEL 070-2197-8534	668-0045	豊岡市城南町23-6 豊岡健康福祉センター 2階	豊岡市・養父市・朝来市 美方郡
	FAX 0796-22-1181			
相生	TEL 070-2197-8535	678-0031	相生市旭1-6-28 相生市総合福祉会館内	相生市・赤穂市・佐用郡 赤穂郡
	FAX 0791-23-5302			
淡路	TEL 070-2197-8536	656-0026	洲本市栄町1-1-12 洲本市医師会館内	洲本市・淡路市・南あわじ市
	FAX 0799-22-3633			

月日	時間	テーマ	講師	会場	
5月	8日(月)	14:00～16:00	メンタルヘルスのセルフケア(ストレスマネジメント)	メンタルヘルス対策促進員 笹尾智隆氏	尼崎商工会議所
	16日(火)	14:00～16:00	腰痛の起こりにくい作業動作・作業姿勢	産業医学担当相談員 平田まり氏	兵庫県医師会館
	18日(木)	14:00～16:00	雇用管理における健康情報の取り扱い	労働衛生関係法令担当相談員 角森洋子氏	尼崎商工会議所
	23日(火)	14:00～16:00	局所排気装置の設置・点検について	労働衛生工学担当相談員 豊田隆俊氏	兵庫県医師会館
	24日(水)	15:00～16:30	過労死と生活習慣病	神戸労災病院 副院長 循環器内科部長 井上信孝氏	兵庫県医師会館
	26日(金)	14:00～16:00	メンタルヘルスをコントロールする自立訓練法と運動療法	関西労災病院 治療就労両立支援センター 理学療法士 高野賢一郎氏	姫路商工会議所
	30日(火)	14:00～16:00	メンタルヘルスについての管理職研修	メンタルヘルス対策促進員 福下三枝氏	姫路商工会議所
6月	8日(木)	14:00～16:00	ストレスチェック制度のより良い活用のために	メンタルヘルス対策促進員 波多 勇氏	兵庫県医師会館
	13日(火)	14:00～16:00	ストレスチェック制度 (集団分析結果の活用のポイント)	保健指導担当相談員 鮫島真理子氏	姫路商工会議所
	16日(金)	10:00～12:30	傾聴法 ・ 基礎編(Ⅰ)	大阪産業保健総合支援センター カウンセリング担当相談員 戸田玲子氏	兵庫県医師会館
		13:30～16:00	傾聴法 ・ 応用編(Ⅱ) ※傾聴法に関しては、FAXのみの申し込みになります		
	16日(金)	14:00～16:00	治療就労の両立支援の取組について	神戸労災病院 中央リハビリテーション部 部長 大瀧俊夫氏	兵庫県医師会館
	19日(月)	15:00～16:30	企業における感染症予防(ウイルス性肝炎について)	神戸労災病院 消化器内科部長 久保公了氏	兵庫県医師会館
	20日(火)	14:00～16:00	鉛中毒について	産業医学担当相談員 井口 弘氏	尼崎商工会議所
23日(金)	13:30～16:30	傾聴法 ・ 実践編(Ⅲ) ※基礎・応用編受講修了者のみ可	大阪産業保健総合支援センター カウンセリング担当相談員 戸田玲子氏	兵庫県医師会館	
27日(火)	14:00～16:00	健康管理における産業医の活用	産業医学担当相談員 鈴木克司氏	尼崎商工会議所	
7月	4日(火)	14:00～16:00	PM2.5をはじめとする大気汚染の健康影響とその対策	産業医学担当相談員 島 正之氏	尼崎商工会議所
	6日(木)	14:00～16:00	働く女性の下肢静脈瘤対策について	神戸労災病院 副院長 心臓血管外科部長 脇田 昇氏	兵庫県医師会館
	10日(月)	14:00～16:00	メンタルヘルス事例検討会	カウンセリング担当相談員 森崎美奈子氏	兵庫県医師会館
	11日(火)	14:00～16:00	治療と職業生活の両立支援のために	両立支援促進員 岸野雄彦氏	姫路商工会議所
	19日(水)	13:20～16:00	①メンタル不調による休職から復職に向けた準備の進め方 ②メンタルヘルスの管理監督者教育	兵庫障害者職業センター 担当者 メンタルヘルス対策促進員	姫路商工会議所
	21日(金)	14:00～16:00	メンタルヘルスをコントロールする自立訓練法と運動療法	関西労災病院 治療就労両立支援センター 理学療法士 高野賢一郎氏	尼崎商工会議所
	24日(月)	14:00～16:00	アルコールを飲んでいないのに「脂肪肝」 どうしますか?	大阪労災病院 治療就労両立支援センター 理学療法士 浅田史成氏	兵庫県医師会館
25日(火)	13:30～16:00	①行政情報 ②検知管を使用した化学物質のリスクアセスメント	神戸東労働基準監督署 担当官 労働衛生工学担当相談員 赤井橋 研一氏	兵庫県医師会館	
31日(月)	15:00～16:30	いまだからできる、だれでもできる、 糖尿病食事療法のポイント!	神戸労災病院 栄養管理室長 久永 文氏	兵庫県医師会館	
8月	2日(水)	14:00～16:00	普段使いのストレス対処法	メンタルヘルス対策促進員 梅村隆子氏	兵庫県医師会館
	8日(火)	14:00～16:00	特定健診・特定保健指導について	産業医学担当相談員 島 正之氏	兵庫県医師会館
	16日(水)	14:00～16:00	定期健康診断の事後措置における保健指導のあり方	保健指導担当相談員 中島美繪子氏	兵庫県医師会館
	18日(金)	14:00～16:00	包括的腰痛予防	関西労災病院 治療就労両立支援センター 理学療法士 高野賢一郎氏	姫路商工会議所

月日	時間	テーマ	講師	会場	
8月	21日(月)	14:00～16:00	有機溶剤、特化則作業主任者の役割について	労働衛生工学担当相談員 豊田隆俊氏	尼崎商工会議所
	25日(金)	14:00～16:00	メンタル事例検討で対応のスキルアップ	カウンセリング担当相談員 長見まき子氏	兵庫県医師会館
	29日(火)	13:20～16:00	①メンタル不調による休職から復職に向けた準備の進め方 ②メンタルヘルスの管理監督者教育	兵庫障害者職業センター 担当者 メンタルヘルス対策促進員	尼崎商工会議所
9月	5日(火)	14:00～16:00	中高年の健康特徴と労働安全対策	産業医学担当相談員 平田まり氏	姫路商工会議所
	11日(月)	14:00～16:00	ストレスチェック組織分析を最大限生かすコツ	メンタルヘルス対策促進員 中村涼子氏	尼崎商工会議所
	12日(火)	14:00～16:00	腰痛予防対策について	大阪労災病院 治療就労両立支援センター 理学療法士 浅田史成氏	兵庫県医師会館
	19日(火)	14:00～16:00	メンタルヘルス不調者に対する精神科主治医及び精神科産業医の対応について	メンタルヘルス担当相談員 藤本 修氏	尼崎商工会議所
	22日(金)	14:00～16:00	化学物質のリスクアセスメント	労働衛生工学担当相談員 森中秀法氏	姫路商工会議所
	25日(月)	13:30～15:00	①行政情報 ②事業場における治療と職業生活の両立支援のガイドライン	神戸東労働基準監督署 担当官 両立支援促進員	兵庫県医師会館
		15:00～16:30	③がん健康講話 ～がん患者の就労や就労支援に関する現状をふまえ～	神戸労災病院 消化器内科副部長 的場是篤氏	
	26日(火)	14:00～16:00	メンタルヘルス対策 ストレスチェックの実施状況と課題	保健指導担当相談員 鮫島真理子氏	兵庫県医師会館
29日(金)	14:00～16:00	働く女性のための効果的な運動指導	関西労災病院 治療就労両立支援センター 理学療法士 高野賢一郎氏	兵庫県医師会館	



**!! 国道43号・阪神高速3号神戸線から
5号湾岸線へ迂回をお願いします。!!**



問い合わせ先

陸運労災防止協会 兵庫県支部
(兵庫県トラック協会内)
電話 078-882-5556

労働安全衛生法に係る技能講習のご案内 〈兵庫県労働局登録教習機関 [兵労基安登録第14号]〉

はい作業主任者技能講習会のお知らせ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薰蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く)の集団をいいます。

高さが2メートル以上の「はい」作業(荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く)を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	平成29年7月26日(水) 9時～17時(座学講習)
	2日目	平成29年7月27日(木) 9時～17時(座学講習、修了試験)
講習会場	兵庫県トラック総合会館 3階会議室 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※受講者の為の駐車場はありません。	

2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	7,000円 (内消費税8% 518円)	無料 (陸災防兵庫県支部負担)	7,000円 (内消費税8% 518円)
非会員	7,000円 (内消費税8% 518円)	1,500円 (内消費税8% 111円)	8,500円 (内消費税8% 629円)

3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

※ 受講申込書に実務経験証明書が付随しています。証明者の職氏名(事業場の代表又は責任者の方)の記入及び、押印(丸印)が必要です。(角印は認められません。)

4. 申込要領

- (1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で次の申込先に郵送して下さい。

予約受付 及び申込書受付期間

平成29年6月5日(月)～平成29年7月18日(火) 必着

ただし、期間にかかわらず定員に達し次第締め切ります。

(定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。)

- ① 受講申込書 (A4サイズにコピーまたは、切り取ってご使用して下さい)
② 証明写真2枚 (サイズ縦3.6～4cm、横2.4～3cm)

※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラスチックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。

証明写真2枚の内うち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

※ 写真の裏に氏名を記入して下さい。

③ 運転免許証の写し（住所変更している場合は、裏面必要）

④ 受講料

納入された受講料等は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。

受講票は、申込後約1週間程度で所属事業場宛てに郵送いたします。

（申込先）

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～17時（12時～13時は除く）。

5. 持 参 品

受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム・ボールペン）

6. 修 了 証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には、後日、修了証を郵送いたします。

2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

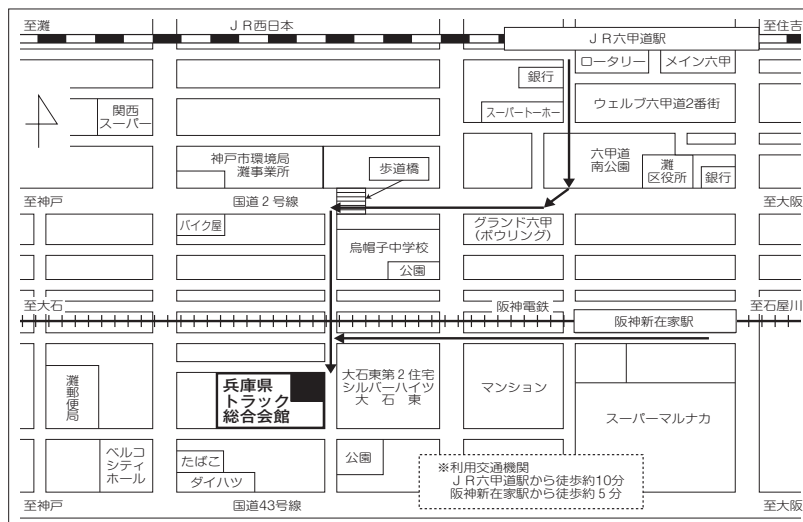
7. 留意事項

修了試験において不合格となった場合、追試験を1回のみ受験することができます。

追試験を希望される場合は、受験料2,160円（税込）が必要となりますのでご留意下さい。

はい作業主任者技能講習会場 兵庫県トラック総合会館

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
TEL (078) 882-5556



はい作業主任者技能講習会

受講申込書

修了証台帳

写真貼付して下さい。
縦3.5 c m
横2.5 c m

ふりがな		性別		※
氏名		男 ・ 女	修了証 番号	
生年月日	年 月 日生	交付年月日		※
現住所 <small>(修了証に載ります)</small>	〒 電話 (携帯電話)			
勤務先	所在地	〒 電話 F A X		
	名称			

本人確認 ※		
--------	--	--

証 明 書

受講者氏名 _____ ⑩

上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで
3年以上従事した経験を有する者であることを証明します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

事業者名 _____

事業者 _____ ⑩

書替・再交付年月日	※ _____ 年 _____ 月 _____ 日	本人確認書類 ※	
-----------	---------------------------	----------	--

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成29年3月末現在）

（単位：円/ℓ）

元売名	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
J X 日 鉱 日		85.47	87.93	92.48	91.30
出 光		87.13	90.80	91.50	115.00
J エ ナ ジ ー				96.50	
コ ス モ		83.28	87.08	93.70	97.00
昭 和 シ ェ ル		82.50	86.00	87.00	
モ ー ビ ル		87.55			
エ ッ ソ		82.00			
そ の 他		83.55	87.16	89.90	90.95
総 計		84.44	87.83	91.45	94.33
29 / 2	全国平均	82.62	調査なし	89.65	91.09
	近畿平均	81.25		88.86	92.44

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円/ℓ）

集計月	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
平成28年4月		67.48	70.76	75.52	77.34
平成28年5月		69.88	74.04	79.14	80.27
平成28年6月		70.44	76.27	81.15	82.10
平成28年7月		74.08	81.09	83.58	84.74
平成28年8月		72.35	79.51	83.15	81.81
平成28年9月		73.17	77.99	82.48	81.18
平成28年10月		71.27	76.35	80.73	83.17
平成28年11月		73.73	78.55	82.53	84.19
平成28年12月		76.60	79.52	84.38	84.29
平成29年1月		81.18	85.41	87.95	88.38
平成29年2月		82.44	85.82	90.06	90.81
平成29年3月		81.77	86.50	90.24	89.68
平成29年4月		84.44	87.83	91.45	94.33
年 間 平 均		75.30	79.97	84.03	84.79

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”

会 員 だ よ り

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
29.4.4	東神戸	一般	草水運送(株)	草水裕之	〒658-0031 神戸市東灘区向洋町東3-21 TEL 078-855-6635 FAX 078-855-6645

退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
29.4.3	西宮	一般	(有) 有井商店	有井美代子

変更届

会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
101	住所	ドゥイングベスト(有) 神戸市西区伊川谷町潤和997-3	神戸市西区伊川谷町潤和1103
111	会社名	大須賀商店	大須賀商店(株)
104	住所	(有)舞子運送 神戸市西区伊川谷町有瀬一ノ谷300-1	神戸市西区伊川谷町潤和1015-1
	会社名	(株)トラスコ	(株)合通トラスコ
38	代表者	関西エース物流(株) 木場 登	梅川 和人
70	代表者	(株)中村エンタープライズ 竹元 啓二	中村 義博
29	会社名	中国ピアノ運送(株)	ハーコブ(株)
19	代表者	雄宏運送(株) 尾崎 敬一	尾崎 雄三・尾崎 敬一

「愛がある 地球に優しく エコドライブ」

平成28年エコドライブの推進に向けた標語 佳作

株式会社ヤマサ環境エンジニアリング

國島 昇

協会日誌

月日	行事名	場所	月日	行事名	場所
4・4	兵ト協 正副会長と部会との意見交換会	兵ト協	5・13	兵ト協 丹有支部 総会	新たんば荘
6	春の全国交通安全運動(～15日)			兵ト協 明石支部 総会	明石支部
7	無事故・無違反運動「チャレンジ100」実施結果検討会	兵庫県民館	16	兵ト協 平成29年度安全性評価事業(Gマーク)説明会	兵ト協
	自動車関係団体連絡会議	兵庫県自館	17	兵ト協 平成29年度安全性評価事業(Gマーク)説明会	西研修センター
10	平成29年度貨物自動車運送事業安全性評価事業に係る事前説明会	大ト協	18	兵ト協 東播支部 総会	加古川市館
13	兵青協 創立30周年記念式典実行委員会	兵ト協		兵ト協 物流政策・交付金委員会	兵ト協
	全ト協 全国専務理事業務連絡会議(～14日)	全ト協	19	神戸開港150周年記念式典	神戸ポートピアホテル
	兵青協 第1回役員会	兵ト協		兵ト協 東神戸支部 総会	ホテル竹屋
14	兵ト協 百貨店部会「正副部会長会議」	兵ト協		兵ト協 兵庫支部 総会	神仙閣
	青年部協議会 HOT21 役員会	とけいや	21	兵ト協 西宮支部 総会	華水亭
15	兵ト協 北播支部 総会	さつま路	22	KTS 正副会長会議(新旧改選)	神戸メリケンパークオリエンタルホテル
17	三木会	兵ト協	23	兵ト協 常任理事会・総務委員会合同会議(予定)	兵ト協
18	全ト協 重量部会 常任委員会	全ト協		TV会議システム利用 全ト協「特殊車両通行許可制度講習会」	兵ト協
19	トラックの日行事検討プロジェクト会議	兵ト協		尼崎運輸事業協同組合 総会	都ホテルニューアルカイック
20	近ト協 幹事会	大ト協	24	兵ト協 西播支部 総会	西研修センター
21	兵ト協 海コン部会 役員会	兵ト協		新規許可事業者指導講習会	運輸局
	KTS 正副会長会議	京都	26	兵ト協 東部支部 総会	都ホテルニューアルカイック
22	兵ト協 淡路支部 総会	海月館		兵ト協 百貨店部会「平成29年度定時総会」	神仙閣
26	適正化事業指導員全国研修「初級研修」(～27日)	全ト協	29	兵ト協 理事会(予定)	兵ト協
	全ト協TV会議システム「特殊車両通行許可申請講習会」	兵ト協		－6月の予定－	
	兵ト協 神戸中央支部 総会	神仙閣	6・1	全ト協 理事会	全ト協
27	H29年度兵庫県丹波地域合同防災訓練第1回全体会議	篠山市民センター	2	青年部協議会 HOT21 総会	第一楼
28	適正化実施機関情報処理システム研修	全ト協	7	近ト協 幹事会	大ト協
29	兵ト協 但馬支部 総会	佳泉郷井つや天翔	9	運行管理者基礎講習	兵庫県中央労働センター
	－5月の予定－			全ト協「第43回引越部会」	鹿児島サンロイヤルホテル
5・1	巡回指導結果報告定例会議	兵庫陸運部		兵ト協 女性経営者部会天狼会 総会	エクスピア淡路島
9	自動車関係団体連絡会議	兵庫県自館	13	三木会	兵ト協
10	兵ト協 ダンプ部会役員会(第47回情報交換会)	兵ト協	16	兵ト協 定時総会(予定)	ANAクラウンプラザ神戸
	兵青協 第1回評議員会(総会)	ライヴイマニ神戸	19	交通安全県民大会準備会	県公館
11	神戸市危険物安全協会「第1回理事会」	ホテル北野プラザ六甲荘	23	兵ト協 海コン部会 総会	神戸ベイシィェラトンホテル
	全ト協 役員選考委員会	全ト協	27	交差点事故防止マニュアル活用セミナー	兵ト協
12	ひょうご環境保全連絡会 理事会	神戸市教育会館		近ト協 理事会・総会	ANAクラウンプラザホテル神戸
	兵ト協 西神戸支部 総会	ホテルテックラオ	29	全ト協 理事会・通常総会	第一ホテル東京

安全と安心をはこぶ

平成29年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業

「安全性優良事業所」 認定のための申請

申請受付期間

平成29年7月1日(土)～7月14日(金)

土・日を除く



※「Gマーク」の「G」は「Good」(良い)、「Glory」(繁栄)の頭文字「G」を取ったものです。

申請書類の頒布

①インターネットによる頒布

頒布開始日 / 平成29年4月17日(月)

頒布方法 / 申請案内↓全日本トラック協会ホームページにて公開

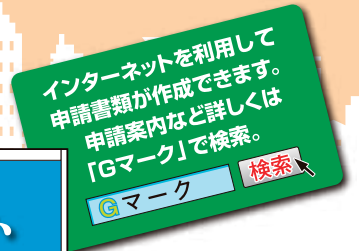
申請書・自認書↓Web申請書作成システムによる作成が可能

②紙媒体による頒布

頒布開始日 / 平成29年5月1日(月) 土・日、祝日を除く

頒布方法 / 申請事業所が所在する都道府県の地方実施機関

(各都道府県トラック協会)より入手してください。



国土交通大臣指定
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい内容については、ホームページをご覧ください。

<http://www.jta.or.jp>

 公益社団法人
全日本トラック協会

〒160-0004

東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館
TEL.03(3354)1067 FAX.03(3354)1019

**Gマーク認定事業所のみなさん
認定ステッカーを正しく使用できていますか?**

以下の「Gマーク」ステッカーの貼付は不正使用となります。Gマーク制度の信頼性を維持するためにも、車両に貼付される「Gマーク」ステッカーの適切な使用をお願いします。

車両を売却する際には「Gマーク」ステッカーを剥がしていただく等、Gマーク認定事業所が正しく認知されるようにしてください。



●有効期限が過ぎたステッカーの貼付



●有効期限を切り取ったステッカーの貼付

適切ではない使用例